

議案第101号

飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する  
条例について

飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

長期継続契約とすることができる契約の追加及び表記を整理統一するための改正

## 飛驒市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市長期継続契約とすることができる契約を定める条例（平成17年飛驒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則各号を次のように改める。

- (1) 事務用機器及び電子システムの借入れ、保守及び管理に関する契約
- (2) 医療用機器及び電子システムの借入れ、保守及び管理に関する契約
- (3) 自動車の借入れに関する契約
- (4) 市有施設及び設備の運用、保守及び管理に関する契約
- (5) 公金の入出金等の役務の提供に関する契約
- (6) 公共交通及びスクールバス等の運行に関する契約
- (7) 給食及びリネンの役務の提供に関する契約
- (8) 広報誌その他の定期刊行物の制作、印刷及び配送に関する契約
- (9) 廃棄物の収集運搬及び処分に関する契約
- (10) 仮設建築物及び仮設資材の借入れに関する契約
- (11) その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的契約で、市長が特に必要と認める契約

### 附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

## 飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。</p> <p>(1) <u>事務用機器の借入れに関する契約</u></p> <p>—</p> <p>(2) <u>自動車の借入れに関する契約</u></p> <p>—</p> <p>(3) <u>市有施設の管理業務委託に関する契約</u></p> <p>(4) <u>医療関係の機器及びシステムの保守管理業務委託及び借入れに関する契約</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(5) <u>その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的契約で、市長が特に必要と認める契約</u></p> <p>附則 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。</p> <p>(1) <u>事務用機器及び電子システムの借入れ、保守及び管理に関する契約</u></p> <p>(2) <u>医療用機器及び電子システムの借入れ、保守及び管理に関する契約</u></p> <p>(3) <u>自動車の借入れに関する契約</u></p> <p>(4) <u>市有施設及び設備の運用、保守及び管理に関する契約</u></p> <p>—</p> <p>(5) <u>公金の入出金等の役務の提供に関する契約</u></p> <p>(6) <u>公共交通及びスクールバス等の運行に関する契約</u></p> <p>(7) <u>給食及びリネンの役務の提供に関する契約</u></p> <p>(8) <u>広報誌その他の定期刊行物の制作、印刷及び配送に関する契約</u></p> <p>(9) <u>廃棄物の収集運搬及び処分に関する契約</u></p> <p>(10) <u>仮設建築物及び仮設資材の借入れに関する契約</u></p> <p>(11) <u>その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的契約で、市長が特に必要と認める契約</u></p> <p>附則 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	長期継続契約とすることができる契約の追加及び表記を整理統一するための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨及び内容】</b></p> <p>長期継続契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約で、物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約のうち、条例で定めるものについて、複数年契約を締結することができるものである。この契約により、当該契約にかかる債務負担行為が不要となり、契約事務の準備期間を十分確保することができる。また、複数年契約により、契約手続の軽減につながり、契約事務の合理化、効率化を図ることができる。令和5年3月に策定した飛騨市業務効率化推進計画の実現に資するとともに、超過勤務の抑制、職員の負担軽減を図る業務改善の一環として、令和6年度当初契約から実施したい。</p> <p><b>【追加する主な契約】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子システムの借入れ、保守及び管理に関する契約</li> <li>(2) 市有設備の運用、保守及び管理に関する契約</li> <li>(3) 公金の入出金等の役務の提供に関する契約</li> <li>(4) 公共交通及びスクールバス等の運行に関する契約</li> <li>(5) 給食及びリネンの役務の提供に関する契約</li> <li>(6) 広報誌その他の定期刊行物の制作、印刷及び配送に関する契約</li> <li>(7) 廃棄物の収集運搬及び処分に関する契約</li> <li>(8) 仮設建築物及び仮設資材の借入れに関する契約</li> </ol>
市民への影響等	特になし
施行日	令和6年2月1日
備考	